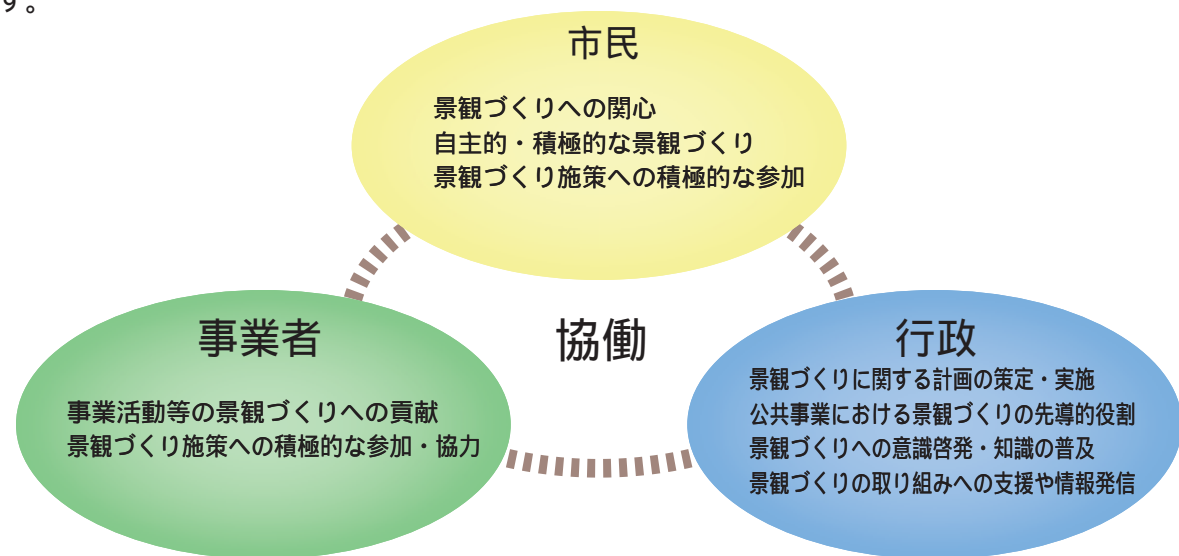


## これからの景観づくり

柳川市の景観づくりを推進するにあたっては、公共空間だけでなく、市民や事業者などが所有する空間も、景観を構成する要素としてとらえることが大切です。そのため、「市民」「事業者」「行政」は、それぞれの自主的な取り組みはもとより、連携・協働により景観づくりに取り組むことが重要となります。



気軽な参加から、徐々に広げていく視点で市民意識を高めていきます。

### まずは第一歩！

「柳川市の景観」に対する意識を持つ

- ・身近なところから景観づくりの実践、協力ができること  
景観に気付き、取り組みが始まります。

家のまわりの草木の手入れ  
掘割沿いの草木の手入れ  
地域や行政の取り組みへの参加

STEP1

最初は家のまわりから・・・



### みんなでやってみよう！

仲間を集めての行動に発展する

- ・自治会や近所の仲間に呼びかけ、話し合いや相談の機会を持ち、活動の広がりを生みます。

地域の美化活動、水落ちなど掘割の手入れ  
神社などの清掃、祭りなどへの積極参加  
まち並みウォッチングなどの企画

STEP2

少しずつ輪を  
広げていきましょう



### 景観まちづくりの実践へ！

地域や団体の活動として認められより実践的に

- ・市の制度を活用し、地域指定やルールづくりなどを目標に行政、専門家との協働により実践します。

地域ごとの景観のルールづくり、地区指定  
ルールの運用、景観づくり活動の実践展開  
地域による景観イベント、他地域との交流

STEP3

みんなで話し合い  
「実践」しましょう



### (問い合わせ先)

〒832-8601 福岡県柳川市本町 87 番地 1

柳川市 建設部 まちづくり課

TEL : 0944-77-8552 FAX : 0944-73-2516 E-mail : machi-40207@city.yanagawa.lg.jp

# 柳川

## 柳川市景観計画 概要版

「ゆつら〜っと」 柳川時間の流れる風景づくり

平成 24 年 3 月

柳川市

## 景観とは？

私たちは、普段、建物やまち並み、山や川や海、木や花、田や畑、人々の暮らしなど日ごろ接しているまちの様子を「風景」や「景色」と呼んでいます。そこに見る人の思いが加わるとき、それは『景観』へと変わります。

目に見える姿・眺めそのものである『景』と、目にする人々の価値『観』で捉える見方、感じ方、印象の両方を併せ持つものです。



## 景観計画の目的

柳川市ならではの景観づくりは、強い規制をかけるだけでは進みません。市民一人ひとりが、柳川市の景観の特徴や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くしたいと願い、事業者や行政と協力しながら、普段の生活の中で美化清掃活動を行うなど、景観を守り育てていくことでその質を向上させます。さらに、景観づくりを主体的に実行していくことで、よりよい柳川市ならではの景観づくりへとつながります。

先人たちから受け継いだ「ふるさと」の風土を守るために  
自然と歴史に彩られた「住環境」の魅力を育むために  
生き生きとした「地域産業」の基盤を創るために

これらを目的として、市民・事業者・行政が一体となった景観づくりを実現していきましょう。

## 基本理念

柳川市の景観特性やまちづくりの方向性を踏まえて、計画の基本理念、基本方針を次のように定めています。

### 基本理念 「ゆつら〜っと」柳川時間の流れる風景づくり

「ゆつら〜っと」とは、「ゆっくりと」という意味の方言です。

柳川市は、福岡都市圏から公共交通で45分と非常に近い位置にありながら、都市にはない独特の時間の流れがあります。これは、北原白秋の詩歌の母体にもなった掘割の「ゆつら〜っと」した水の流れや水郷独特の情緒ある風景が、時間の感覚を変化させているからではないでしょうか。

こうした風景は、長い間に形づくられてきた自然と、その上で育まれてきた歴史や文化と調和した暮らしのうえに成り立っているもので、後世に引き継いでいくべき大切な財産であり、誇りでもあります。

そこで、柳川時間の流れる風景という財産を、「ゆつら〜っと」しかし、流れが止まらないよう着実に「守り」「整え」「生かし」「育む」ことで、柳川らしいまちづくりを進めます。

## 景観計画とは？

個性豊かな「柳川市ならではの景観」を確実に守り、次代に継承していくとともに、まちの姿を整え、調和のとれた景観をつくっていくための指針です。

景観法に基づく実効性のある景観のルールと、景観形成に関する方向性を示した、本市の景観施策の総合的な計画です。

景観計画区域内では建築行為などについて届出を義務付け、景観形成のための基準を満たさないものがあれば、指導・勧告等を行うことができます。

地区ごとに規制を緩やかにすることも、きめ細やかな積極的な規制にすることも可能です。

## 基本方針

### 方針1

地域の魅力を再認識し、景観の骨格である自然景観を「守り」ます **守る**

先人たちが水や水辺を大切にし、現在までつないできたように、流水を確保するとともに、創意工夫を重ね、美しい水の巡る景観を守ります。

市民から親しみ愛された樹木や建造物は、景観形成上重要な要素であり、今後保全・活用の方針を定めるとともに、必要に応じて「景観重要建造物」「景観重要樹木」の指定を検討します。

祭事や行事など地域で継承されてきた無形物としての景観構成要素は、心象景観として再認識し、それらを支えてきた地域の活動を守りながら、価値観を共有できる仕組みをつくります。

田園や海、河川などの自然景観資源においては、そのものだけでなく、周辺を含めて検討し、眺望や風景を守ります。

### 方針2

柳川らしい調和のとれた景観を「整え」ます **整える**

住みよいまちをつくるために、全市域を対象に、守るべき緩やかなルールをつくります。

景観形成上重要な城堀周辺や景観に大きな影響を与える大規模な建築や工作物の設置、開発行為等については、守るべき景観形成基準を設け、きめ細かく誘導します。

今までに受け継がれてきた自然環境や、地域に根付く暮らしの姿、生活の快適性を求める新しい視点を生かし、質の高い景観デザインを実現します。

景観上重要な公共空間（掘割、河川、道路、橋梁等）について、先導的に取り組み、柳川らしい景観整備を展開します。

### 方針3

水郷柳川の魅力を「生かし」ます **生かす**

市民の景観まちづくりへの理解を深め、景観を活用したまちづくりの推進拡大を目指します。先導的役割を担う地区を指定し、積極的に推し進めていきます。

旧城下町や駅周辺については、活気のある雰囲気や歴史的なまち並みが醸し出す落ち着いた雰囲気とのバランスを図りながら、本市の顔としての風格づくりを推進します。良好な景観形成により、水郷柳川の魅力と地域の評価を高め、柳川ブランドの定着・向上を図るとともに、観光資源や製品のブランド価値を高める取り組みによって、経済を活性化させます。

訪れてみたい、住んでみたいと思わせるような風景づくりにより、定住化につなげます。また訪れたいまちとなるよう、来訪者を感動させる水郷柳川の景観づくりに観光振興策と一体となって取り組みます。

### 方針4

市民・事業者・行政が一体となって景観形成活動を「育み」ます **育む**

心豊かに風景を楽しむための市民感覚を取り入れた景観関連のイベント等、地域の魅力を再発見する取り組みを進めます。

市のホームページや広報紙などを活用し、情報発信を行うとともに、景観や環境に関するワークショップなどを積極的に開催し、意識の共有を図ります。

学校教育や生涯学習と連携し、次世代への意識の継承に取り組みます。

景観形成に貢献する市民活動を促進する仕組みをつくります。

景観づくりの担い手の育成に取り組みます。

## エリア・地区の考え方

景観計画区域とは、地域の個性を伸ばすために、良好な景観形成が必要となる区域です。柳川市では、柳川独特の掘割のゆっくりとした水の流れるような情緒ある風景と魅力は市全域につながっているため、市全域を景観計画区域とし、景観の特性に沿って、中心市街地、田園、有明海・干拓地と3つのエリアを設定します。

また、景観形成を行っていく上で、景観特性を色濃く表している代表的な地区として重点地区を選定します。そのうち、市全体のイメージアップにつながる地区を景観重要地区とし、地域のよさを育て地域活性化につながる活動に取り組む地区を景観形成誘導地区とします。景観重要地区として、城堀周辺地区、旧城下町地区、西鉄柳川駅周辺地区を選定します。

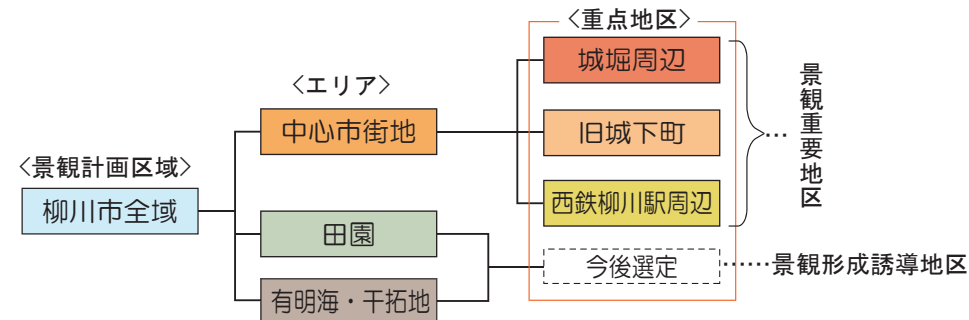


図 区域・エリア・地区の関係

### 中心市街地エリア（城堀周辺地区、旧城下町地区）

- 旧城下町には、城堀を中心に緑と水辺の豊かな環境が景観の基盤を形成しており、昔ながらの町割りや武家住宅、町家などの歴史資源が景観を形成しています。
- 川下りや散策等、歴史風情ある暮らしの中を移動しながら楽しむ観光が展開されています。
- 生活と水との関係が薄れつつある昨今でも、住民による水環境の管理が今も続けられており、“水郷柳川”を象徴するような景観が見られます。

### 中心市街地エリア（西鉄柳川駅周辺地区）

- 西鉄柳川駅の西側は、駅利用者や来訪者に向けた店舗等が並び、柳川市の玄関口としてにぎわいを生んでいます。
- 西鉄柳川駅の東側は、土地区画整理事業が進んでいます。
- 今後は、駅周辺の一体的な景観の表情づくりを図り、柳川市のブランドイメージ形成につながる駅周辺を育てていくことが期待されます。

### 田園エリア

- のどかな風景が広がる田園の中に農村集落や社寺林、樹林が点在し、田園の景観を形成しています。
- 網の目のような掘割や条里制の名残りなど、歴史を感じさせる景観を形成し、伝統的な産業、行事風習が継承されている集落も多く見られます。
- 豊かな田園には、農地と集落、掘割等が織り成す風景の中に、市民の食を支える営みがあり、それらが息づく景観の保全が期待されます。

### 有明海・干拓地エリア

- 有明海沿岸に広がる干拓地は、おおむね築造当時の地割が継承され、旧堤防が残されており、景観の基盤を特徴付けています。
- 海苔漁船が一勢に海に向かって河口を下る姿や海に面して網を下げる蜘蛛手（四つ手）棚が並ぶ姿は、有明海沿岸でのみ見ることができる干拓地ならではの景観です。
- これらは干拓地における人と水との戦い、共存の歴史を物語る存在であり、今後も大切に継承し生かされていくことが期待されます。

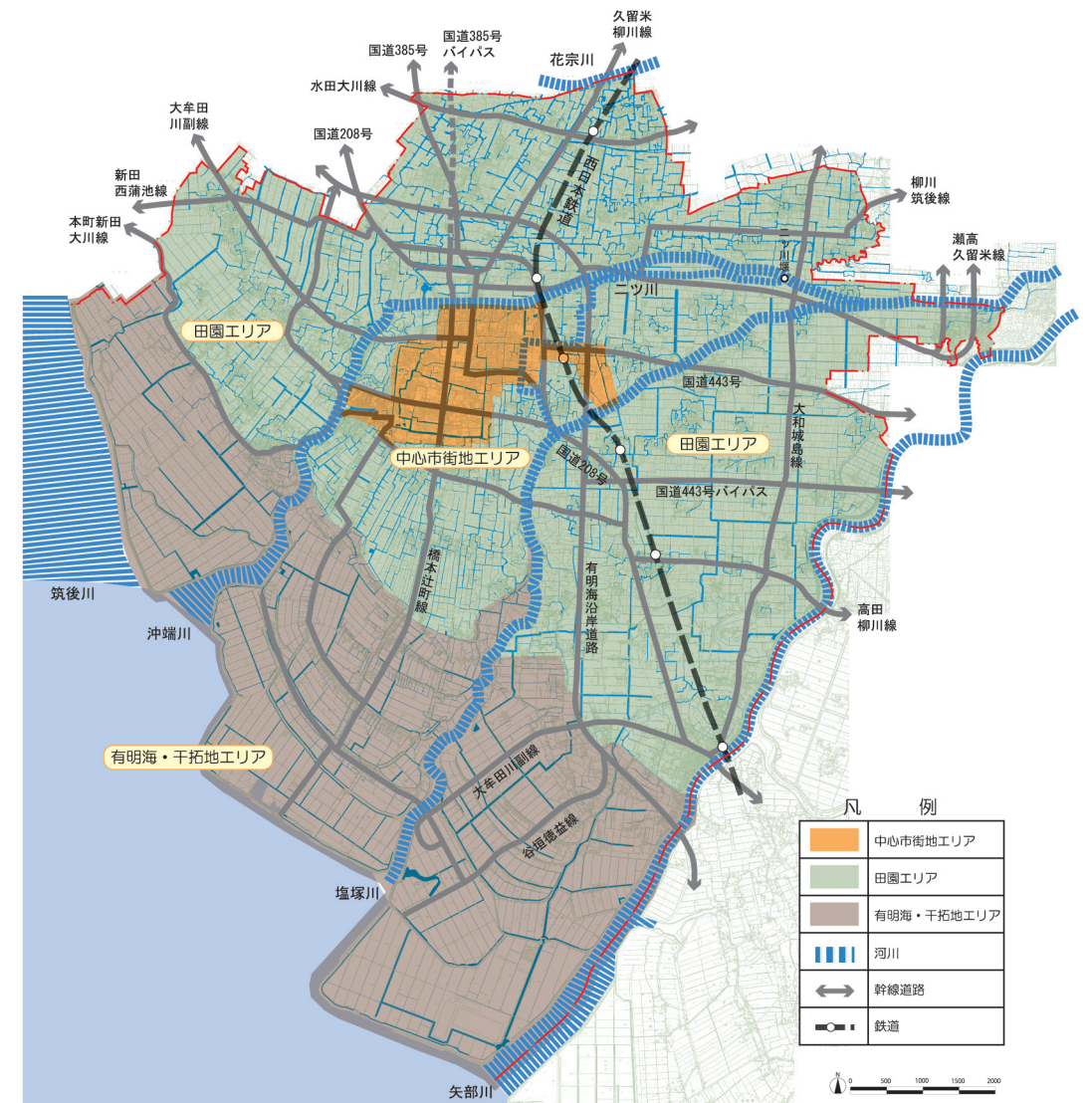


図 柳川市の景観を構成しているエリア

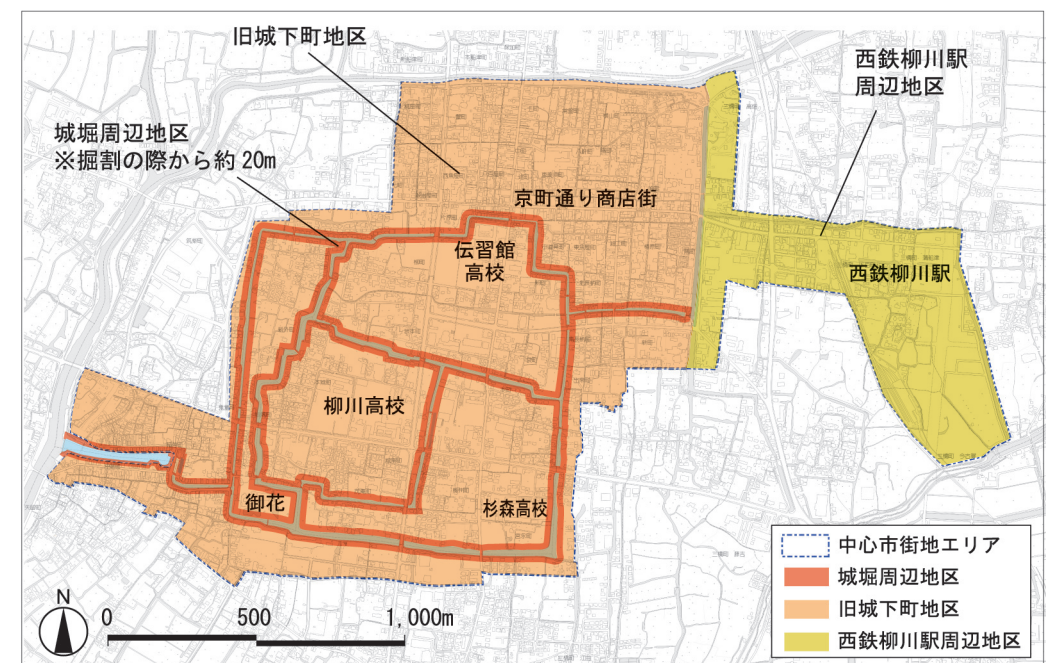


図 景観重要地区の位置関係

## エリア・地区ごとの景観形成方針

### ①中心市街地エリア（城堀周辺地区、旧城下町地区）

中心市街地の中の柳河、城内、沖端地区などを指し、旧城下町の城堀をどんこ舟がゆっくりと下っていく姿が特徴的です。歴史を感じさせるまち並みや古い建物が残されている一方でまちなかににぎわいが少なくなり、高層の集合住宅が建設されるなど、景観の変化が見られはじめています。

#### 景観形成の方針

**守る＝保全・維持** 掘割や町割り、武家住宅はもちろん、生垣や風情ある小路など、官民一体となって柳川の歴史や文化を物語る風情ある景観を守ります。

**整える＝整備・修景** この地区の景観を柳川を代表するものと考え、建築物や公共空間に対して、積極的な景観形成を行い、官民一体となって柳川市民が誇れる景観を整えます。

**生かす＝演出・活用** 多くの観光客を迎える地区として景観の素晴らしさを伝え、住みたい訪れたい柳川を目指し、地域住民が主体となって、景観を生かした、柳川ブランドの向上に取り組みます。

**育む＝協働・啓発** 住民や NPO などの景観への取り組みが、さらに活性化していくよう、行政が支援しながら、地域住民の自発的な景観づくりを育んでいきます。

#### 大切にしたい典型的な風景

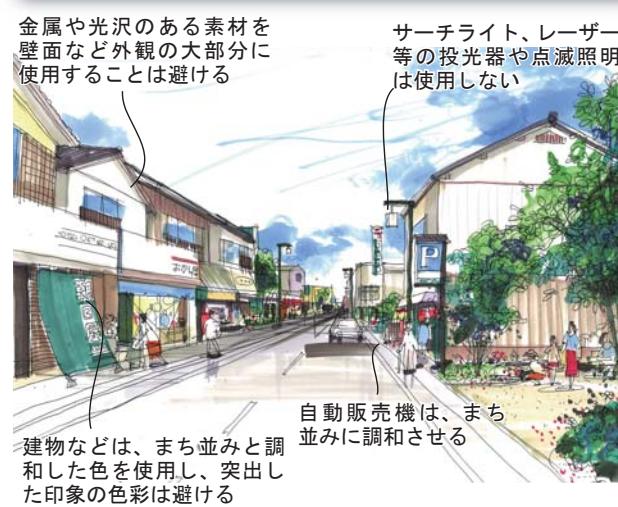
- 城堀沿いの風景 — 水際の近くに生活が見える掘割 —
- まちなかの風景 — 町家が残る商店街のにぎわい —
- 城堀沿いの風景 — 橋や遊歩道などから見る掘割 —
- 路地のある風景 — 風情ある小路・町人町 —
- 城堀沿いの風景 — 広々としたゆとりを感じる掘割 —

#### 景観づくりのイメージ（抜粋）

##### 城堀沿いの風景 — 水際の近くに生活が見える掘割 —



##### まちなかの風景 — 町家が残る商店街のにぎわい —



### ②中心市街地エリア（西鉄柳川駅周辺地区）

中心市街地の中の西鉄柳川駅の西・東側が対象で、柳川市の玄関口として人の往来が多く見られる場所です。駅西側は既成の駅前であり、商業施設が立ち並んでいるものの、柳川市を訪れる人にとって、まちの魅力を伝えているとはいえない風景です。また東側は土地区画整理事業によって新しいまちがつけられており、それぞれの状況に応じた景観づくりが期待されています。

#### 景観形成の方針

**守る＝保全・維持** 駅西側のにぎわいの景観を維持しつつ、東側の新しいまちづくりとのバランスを重視し、官民一体となった景観づくりに取り組みます。

**整える＝整備・修景** 柳川市の玄関口として、訪れた人に感動を与えられるように、歴史や風格を感じさせ、まちへ行ってみたいくなるような景観となるよう官民が一体となって整えていきます。

**生かす＝演出・活用** 駅周辺が親しみのある空間となることで、利便性が充実し、自然や歴史・文化が身近にある恵まれた住環境を生かした、住みたい、訪れたいまちの魅力を高めます。

**育む＝協働・啓発** 柳川市の玄関口として、既成市街地の充実や新しい住宅地としての景観形成を住民、事業者の自発的な取り組みを行いながら育んでいきます。

#### 大切にしたい典型的な風景

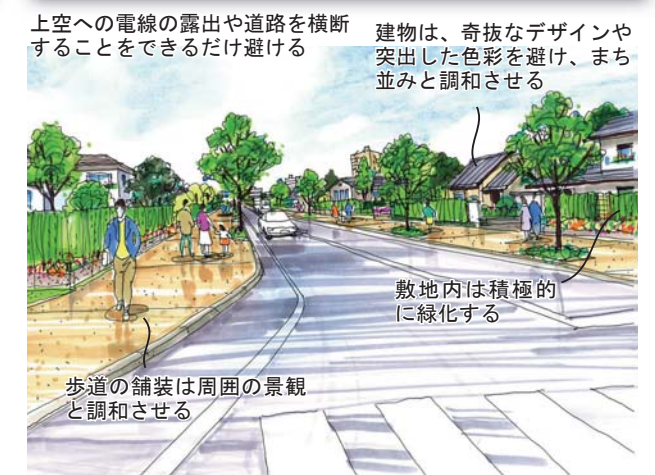
- 駅前の風景（西口） — 柳川市の玄関口 —
- 駅前の風景（東口） — 快適に住んでみたいくなる住宅地 —

#### 景観づくりのイメージ

##### 駅前の風景（西口） — 柳川市の玄関口 —



##### 駅前の風景（東口） — 快適に住んでみたいくなる住宅地 —



### ③田園エリア

田園が広がる地区では、水路が縦横に通じ、集落の家並みや社寺林が点在し、現在も水を大切にしたいこの地域ならではの農村の暮らしが展開されています。人と人とのつながりを大切に、これらの営みの継承とその暮らしの景観を守っていくことが望まれています。

#### 景観形成の方針

**守る＝保全・維持** 地域住民が主体となって、水を大切にしつつ営んできた農村の暮らしを守り、掘割が巡り、ヤナギやメダケがそよぐ、農地に囲まれた穏やかな集落がある景観を守っていきます。

**整える＝整備・修景** 暮らしの形態が変わり、景観資源が失われているような状況に対しては、穏やかな田園景観が受け継がれていくよう、官民一体となって少しずつ景観を整えていきます。

**生かす＝演出・活用** 農業やその他各産業間の連携を大切に、美しい景観から育まれた農産物としてブランド価値を高めるよう、生産者の協力によって景観のイメージを生かしていきます。

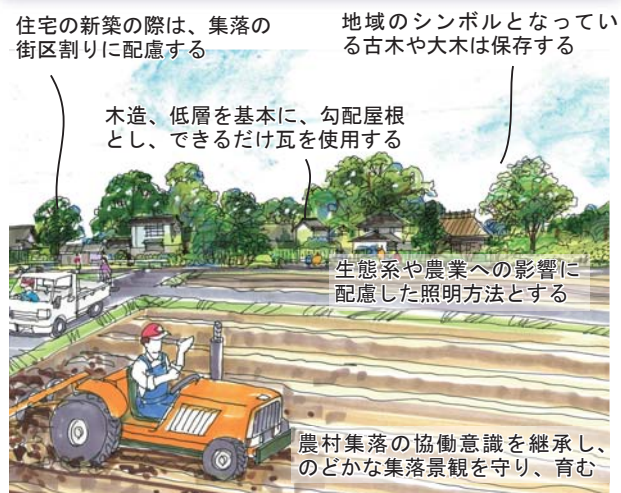
**育む＝協働・啓発** これらの地区に継承されている地域のつながりを大切にしながら、地域や個人の自発的な景観づくりを育んでいきます。

#### 大切にしたい典型的な風景

- 集落のある風景 ー田園の営みや暮らしー
- 社寺林のある風景 ー田園に彩りを添えるー

#### 景観づくりのイメージ

##### 集落のある風景 ー田園の営みや暮らしー



##### 社寺林のある風景 ー田園に彩りを添えるー



### ④有明海・干拓地エリア

干拓地や有明海の沿岸では、堤防跡の大きな曲線状に民家が立ち並び、歴代の干拓事業でつくられた生産環境の中で干拓地ならではの暮らしが営まれています。人と自然とが共生して展開されてきた干拓地の農の営みや有明海の海の営みなど、人と人とのつながりの継承とその暮らしの景観を守っていくことが望まれています。

#### 景観形成の方針

**守る＝保全・維持** 地域住民が主体となって、水を大切にしつつ営んできた農村の暮らしを守り、広大な農地や堤防跡の上に連なる列状集落の穏やかな集落がある景観を守っていきます。

**整える＝整備・修景** 暮らしの形態が変わり、景観資源が失われているような状況に対しては、有明海や干拓地の豊かな環境や広々とした景観が受け継がれていくよう、官民一体となって少しずつ景観を整えていきます。

**生かす＝演出・活用** 農漁業を中心とし、各産業間の連携を大切に、美しい景観から育まれた農産・海産物としてブランド価値を高めるよう、生産者の協力によって景観のイメージを生かしていきます。

**育む＝協働・啓発** これらの地区に継承されている地域のつながりを大切にしながら、地域や個人の自発的な景観づくりを育んでいきます。

#### 大切にしたい典型的な風景

- 列状集落のある風景 ー干拓の歴史を感じるー
- 広大な農地の広がる風景 ー有明海に向けて広がる干拓地ー
- 雲仙岳や多良岳を望む風景 ー有明海の恵みを感じるー

#### 景観づくりのイメージ（抜粋）

##### 列状集落のある風景 ー干拓の歴史を感じるー



##### 雲仙岳や多良岳を望む風景 ー有明海の恵みを感じるー



## 景観形成基準

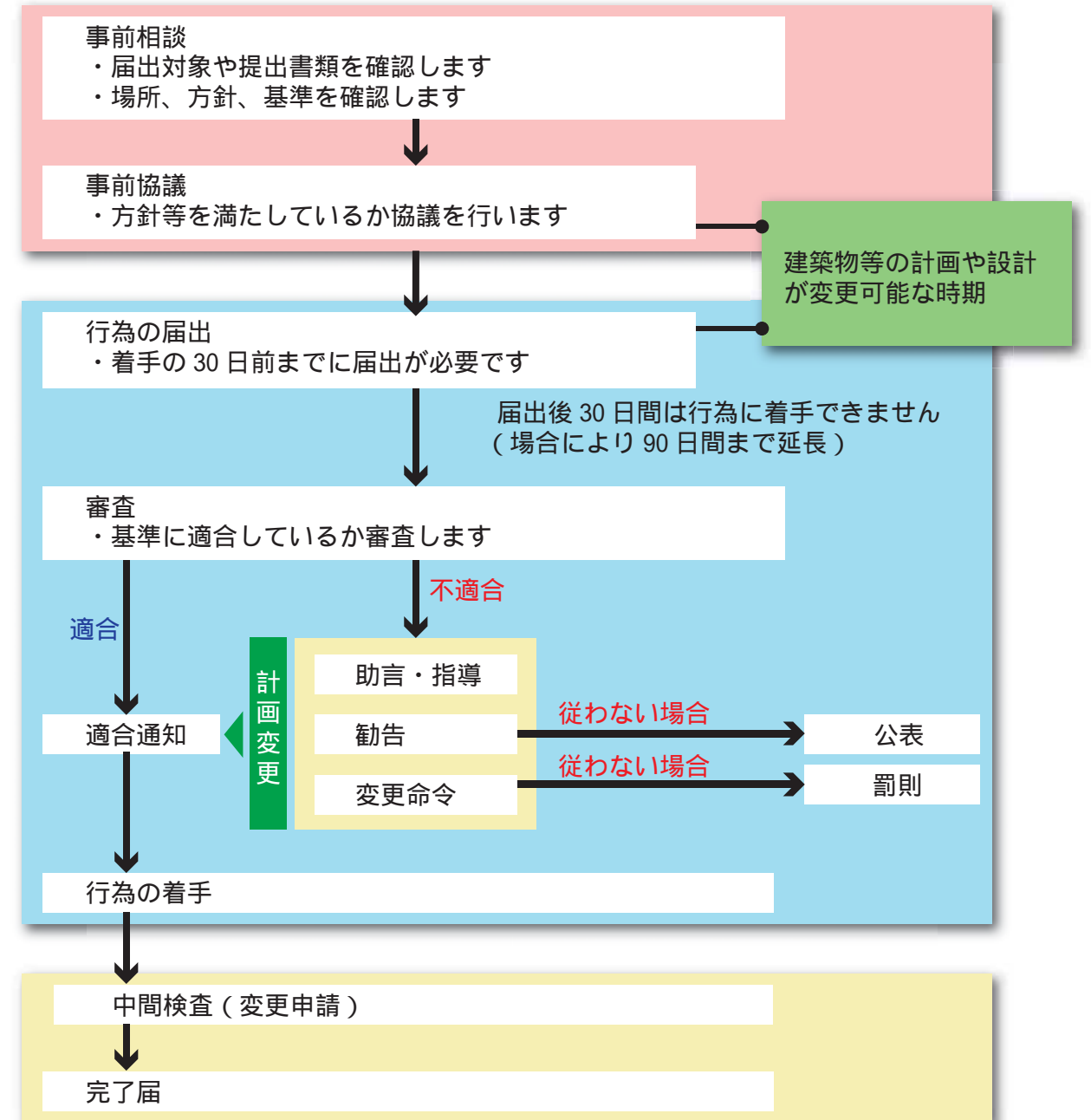
エリア(地区)区分	中心市街地エリア（城堀周辺地区、旧城下町地区）	中心市街地エリア（西鉄柳川駅周辺地区）	田園エリア	有明海・干拓地エリア							
建築物の建築等	位置	・既存の集落やまちなかにおける建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。									
	規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。		・周辺に広がる田園風景に調和する低層を基本とした規模とする。							
	高さ	・掘割の端から一筆程度（約 20m）の範囲においては、高さを 10m未満とする。それ以外の場所については、高さを 16m未満とする。	・宮地嶽神社～新町水門付近の掘割から東側に約 100mの範囲については、高さを 16m未満とする。		_____						
	デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。									
	色彩	・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。									
		【建築物の外壁の色彩基準】		【建築物の屋根の色彩基準】							
		色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫
	明度	10m未満	2.5 以上 9 以下		認めない	2.5 以上 9 以下	明度	7.5 以下		認めない	8 以下
	彩度	10m以上	4 以上 9 以下			4 以上 9 以下	彩度	4 以下	2 以下		-
	素材	・金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。 ・外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。		・駅前広場に面する建物は、テナント間で色彩を調整するなど、市の玄関口にふさわしいまち並みを形成する。		・金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。 ・外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。					
敷地の緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を 3%以上確保する。										
付帯設備等	・エアコンの室外機や給湯器等の屋外設備機器、ごみ箱、ごみ集積場等を設置する時は、できる限り通りや川下り舟から見えない場所に設置する。やむを得ない場合は、色彩の配慮、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 ・屋根に屋上設備を設置する場合には、通りから見えない位置に設置するものとし、やむを得ない場合は囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 ・自動販売機の色は、建築物の色と同系統（色相、明度、彩度の差が大きくなるらないよう）の色もしくは、濃い茶系の色とするか、もしくは、木製の囲い等により囲い、修景する。										
工作物の建設等	位置	・既存の集落やまちなかにおける建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物配置とする。									
	規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。									
	高さ	・掘割の端から一筆程度（約 20m）の範囲においては、高さを 10m未満とする。それ以外の場所については、高さを 16m未満とする。	・宮地嶽神社～新町水門付近の掘割から東側に約 100mの範囲については、高さを 16m未満とする。		_____						
	デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。									
	色彩	・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。									
		色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色				
明度	10m未満	2.5 以上 9 以下		認めない	2.5 以上 9 以下						
彩度	10m以上	4 以上 9 以下			4 以上 9 以下	-	※表中の色彩基準はマンセル表色系を基にした数値基準で表す。				
敷地の緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を 3%以上確保する。										
その他工作物	・掘割に面して水辺に近づけるようつくられている汲水場は、歴史的資源として重要で、掘割に面した敷地で住宅等の建設を行う際には取り壊すことのないように心がける。また、掘割側に開口部を設ける場合は、歴史的形態に配慮する。 ・排水管等パイプ類は、川下り舟から見えない場所に設置し、やむを得ない場合は、植栽や詰め杭などで修景する。		・ガードレール等防護柵については、無塗装（溶融亜鉛メッキ等）など周辺景観に調和する色を推奨する。		_____						
開発行為	・擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 ・開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。										
土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	・開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。										
屋外における物件の堆積	・堆積物が通りや川下り舟から見えないように遮蔽するなどの工夫を行う。										
特定照明	・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。										

## 届出の必要な行為

下記の行為を行う時は、事前に市に届出を行うことが必要になります。届出の際には、景観形成基準が守られているかのチェックを行います。

届出対象の範囲 対象行為	中心市街地エリア			田園 エリア	有明海・ 干拓地 エリア
	城堀周辺 地区	旧城下町 地区	西鉄柳川駅 周辺地区		
①建築物の建築等 新築、増築、改築若しくは移 転、外観を変更することとな る修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更をさします。	すべての 建築行為	高さ 10m以上、 又は延床面積 500㎡以上			
②工作物の 建設等 新設、増築、 改築若しく は移転、外 観を変更す ることとな る修繕若し くは模様替 え又は色彩 の変更をさ します。	塔状工作物類、 遊戯施設類	すべての 建設行為	高さ 10m以上（ただし電柱を除く）		
	製造施設、 貯蔵施設、 処理施設、 自動車車庫等	すべての 建設行為	高さ 10m以上、又は築造面積 500㎡以上		
	垣、柵、 塀、擁壁等	すべての 建設行為	高さ 2m以上 （柵や擁壁が複合している場合はその合計の 高さとする。）		
	橋梁等	すべての建設行為	延長 20m以上		
	自動販売機、 ごみ集積場、 汲水場	すべての建設行為	-		
	水門、樋管、 農水設備等	すべての建設行為			
③開発行為	すべての行為	行為に係る土地の 面積の合計が 1,000㎡以上	行為に係る土地 の面積の合計が 3,000㎡以上		
④土地の開墾及びその他 の土地の形状の変更	すべての行為	行為に係る土地の 面積の合計が 500㎡以上	行為に係る土地 の面積の合計が 3,000㎡以上		
⑤木竹の伐採	川下りコース沿線における木竹の伐採 （通常の管理行為、軽易な行為および非常災害のため必要な 応急処置として行う行為は除く）				
⑥屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500㎡以上、 又は堆積の高さ 4m以上のもの				
⑦特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧 に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物 件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又 は色彩等の照明方法の変更				

## 届出の流れ

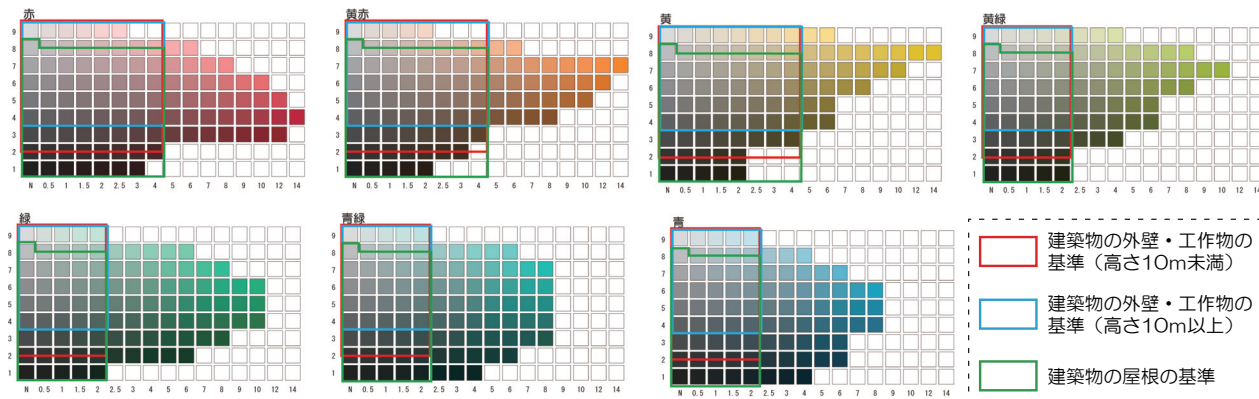


景観アドバイザーによる技術的支援等は、事前協議において行うことができます。届出・審査の手続きをよりスムーズに行うために届出の前に窓口へお越しください。

景観アドバイザーとは、建築やデザイン等を始めとした、景観づくりに関する様々な専門家です。柳川市では、景観アドバイザーを登録し、必要に応じて派遣する「景観アドバイザー制度」の活用を推進します。良好な景観形成のため、積極的な活用をお願いします。

## 色彩の基準について

届出が必要な建築物・工作物について、マンセル表色系を用いた色彩の数値基準を設けています。使用できる色彩の例を以下に示します（具体的な数値については、景観形成基準（9、10 ページ）を参照）。



### ※ 参考『マンセル表色系』とは

・マンセル表色系は、日本工業規格（JIS）にも採用され、多くの国で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性の組み合わせによって表現します。

#### 色相（いろあい）

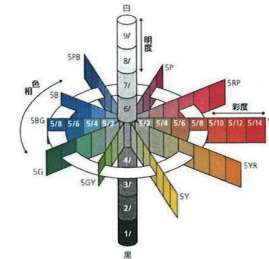
10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

#### 明度（あかるさ）

あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど大きくなり10に近くなります。

#### 彩度（あざやかさ）

あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。



マンセル表色系のしくみ

5YR 8 / 4  
色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ  
5YR=アル 8 の 4

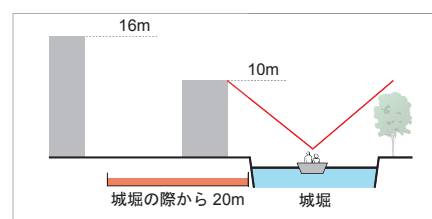
N 6.0  
無彩色 エヌ 明度=明るさ 6.0

マンセル記号による色の表し方

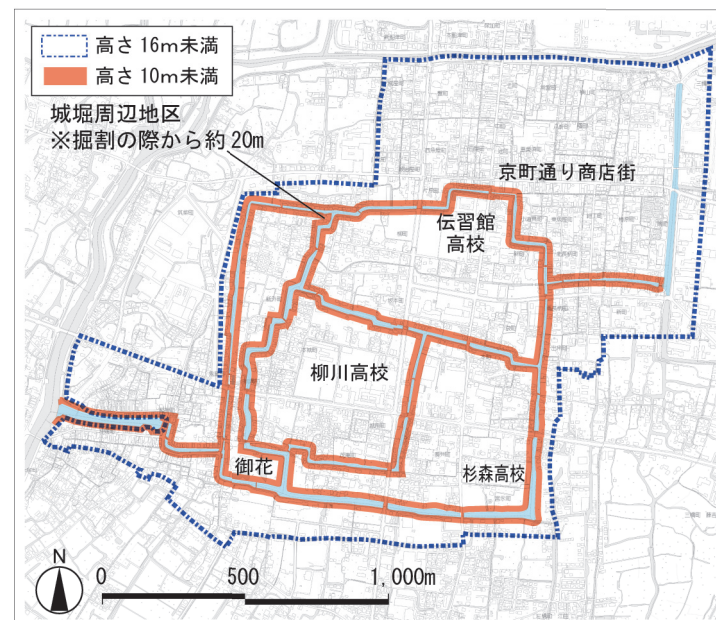
※印刷のため、若干色彩が異なります

## 高さの基準について

城内にめぐる掘割、いわゆる「城堀」に隣接した敷地（城堀の端から約20mのラインにかかる敷地）においては、斜線制限の考え方を採用し、城堀沿いの並木や建物、さらには視界に入る範囲の高層建築の高さを分析し、視線を遮らないような高さの設定として、高さを10m未満とする制限を設けます。また約20mの範囲外（右図参照）においては、16m未満とします。



高さ規制のイメージ



## 景観重要建築物・景観重要樹木の指定の方針

### 景観重要建築物

建築物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物、工作物を市長が指定します。

- 指定の方針
- ①地域の自然や歴史、文化等からみて、建築物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもののうち、基準を満たす建築物
  - ②道路その他公共の空間から、誰もが容易に見ることができる建築物
  - ③所有者または管理者が維持管理を行うことができる建築物

### 景観重要樹木

地域の景観上重要な樹木を所有者の意見を尊重し、市長が指定します。

- 指定の方針
- ①地域の自然や歴史、文化等からみて、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもののうち、基準を満たす樹木または樹木群
  - ②道路その他公共の空間から、誰もが容易に見ることができる樹木または樹木群
  - ③所有者または管理者が維持管理を行うことができる樹木または樹木群

## 景観重要公共施設の整備

道路、河川などの公共施設のうち特に良好な景観づくりのために重要な公共施設について、景観重要公共施設に指定し、整備に関する方針を定め、良好な景観形成を図ります。

- 指定の方針
- ①広域景観の骨格となっている公共施設
  - ②柳川市の玄関口となる公共施設
  - ③柳川市の特徴を表している公共施設
  - ④観光地柳川にふさわしい魅力ある景観づくりが必要な公共施設

### ● 景観重要道路の指定

#### 指定箇所

・有明海沿岸道路、国道208号、国道443号、（主）大牟田川副線

#### 将来指定を検討する箇所

・旧城下町地区内の道路

### ● 景観重要河川の指定

#### 指定箇所

・矢部川、筑後川、二ツ川

#### 将来指定を検討する箇所

・沖端川（沖端エリア）

## 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

良好な景観の形成のために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置については、周辺環境との調和はもとより、安全性を確保するという視点も重要となります。特に、交差点部における野立て広告の掲出は、ドライバーの注意を削ぎ、交通事故の要因になることから、これらの範囲においては、屋外広告物の掲出について配慮が必要です。

また、観光客の目にふれることの多い城堀周辺等の景観重要地区や、景観形成誘導地区においては、地域の景観特性に配慮した色彩とし、規模や数量等に対しても配慮します。特に、城堀周辺地区においては、事業者と連携しながら、地区協定等に基づくのぼり旗等の簡易広告物の色彩や数量の規制を視野に入れた運用を図っていきます。